

網 監 査 第 19 号

令和 5 年 11 月 10 日

網 走 市 長 水 谷 洋 一 様

網走市議会議長 平 賀 貴 幸 様

網走市監査委員 藤 原 誉 康

網走市監査委員 栗 田 政 男

定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 5 年度に実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和 5 年度

定期監査結果報告書

網走市監査委員

令和5年度 定期監査結果報告

1. 監査の対象

◎市長部局

○企画総務部	職員課
○市民環境部	戸籍保険課
○健康福祉部	社会福祉課、健康推進課
○観光商工部	観光課、商工労働課
○農林水産部	農林課、水産漁港課
○建設港湾部	建築課、港湾課
○学校教育部	学校教育課
○社会教育部	社会教育課、スポーツ課
○水道部	営業経営課、上水道課、下水道課
◎その他部局	農業委員会

2. 監査の期間

令和5年4月18日から令和5年10月30日まで

3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 栗田 政 男

4. 監査の対象年度等

令和4年度を対象年度とした。なお、事務に関連する場合は、令和3年度及び直近事務の一部も対象とした。

5. 監査の主眼

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る財務に関する事務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼として、予算の執行状況のほか、財産及び物品の取得・管理状況、委託業務等に係る契約事務、公金及び現金の取扱い状況（市職員が経理を担当する団体を含む）、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

6. 監査の方法

監査にあたっては、対象部局から関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ現地の確認等を実施するなどの方法により監査を行った。

7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められたが、一部において、次のような改善等を要する指摘事項が見られた。

指 摘 事 項

1. 契約事務の適正な執行について

物品購入に係る契約事務において、随意契約ができる範囲を超えた予定価格にもかかわらず、入札による契約者選定をせずに、随意契約による不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。

【観光課】

指 導 事 項

1. 契約事務の適正な執行について

相談支援業務委託契約において、予定価格調書の作成、見積合せ執行記録書等の作成不備があり不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。

【社会福祉課】

検 討 事 項

1. 市職員が担当する任意団体の会計事務について

市職員が担当する任意団体の経理事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。

①職員による立替払い ②立替払いの精算に時間を要している事例 ③請求日のない請求書で処理 ④支出伺いの日にち誤り ⑤支払い遅延 ⑥決裁印漏れ
任意団体の経理においても、公金の取り扱いに準じた適正な経理事務の執行が求められる。

【水産漁港課】

2. 契約事務の適正な執行について

港内砕氷業務委託に係る契約事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。

①単価契約によるものの、総額が100万円を超える業務における副市長による決裁がなされていない。
②予定価格調書及び見積合せ執行記録書の作成がなされていない。
③指名委員会を必要とする事案であるが、開催記録が無かった。

【港湾課】

その他意見

上記指摘等事項とは別にその他監査意見として、口頭又は文書による指導等を行った。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 注意事項 | 5 件 |
| 2. 要望事項 | 1 件 |

8. 監査結果に関する意見

過去の監査指摘と同様の不意適切な事案が見られた。その要因として、関係法令や制度の認識不足や単純な事務処理誤り、人事異動時の引継ぎ漏れ、チェック体制の不備などが考えられる。

行政の業務が多くなり、職員負担が高まる中、適正事務を執行するためには、関係法令や事務規則に関する職員の知識の習得と理解が不可欠である。

また、事務処理誤りを防ぐためには、日頃より事前に予防する体制が重要であり、複数による確認体制づくりが重要となる。

今回の監査結果等をあらためて認識したうえで、円滑で効率的な業務執行が図られることを望むものである。

網 監 査 第 22 号

令和 6 年 1 月 24 日

網走市長 水谷洋一様

網走市議会議長 平賀貴幸様

網走市教育長 岩永雅浩様

網走市監査委員 藤原誉康

網走市監査委員 栗田政男

定期監査（学校）の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 5 年度に実施した定期監査（学校）の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和5年度

定期監査結果報告書

(学校監査)

網走市監査委員

令和5年度 定期監査（学校）結果報告

1. 監査の対象

◎教育委員会

○学校関係 西小学校、呼人小中学校、白鳥台小学校、西が丘小学校
第四中学校、第五中学校

2. 監査の期間

令和5年10月25日から令和6年1月17日まで

3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 栗田 政 男

4. 監査の対象年度等

令和4年度を対象年度とした。また、事務に関連する場合は、令和3年度以前の実績等も参考とした。

5. 監査の主眼

会計や財務、備品等の使用及び管理に関する業務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼とし、各会計の状況、財産及び物品の取得、使用及び管理の状況、公金及び現金の取扱い状況、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

6. 監査の方法

監査にあたっては、学校教育課を通して関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ監査当日に現地確認を実施するなどの方法により監査を行った。

7. 監査の結果

会計事務及び業務管理に関わる監査項目の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められた。